

小牧市立岩崎中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応し、一人ひとりの生徒が抱えている悩みや問題の解決に教職員が耳を傾け、将来的な社会的自立に向けた支援をしていく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

【いじめの定義】 「いじめ防止対策推進法」第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 「児童等」とは、学校の在籍する児童又は生徒をいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・同じ学級や部活の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長をはじめ、教頭、教務主任、校務主任、いじめ・不登校担当、学年主任、特別支援学級主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーで構成し、必要に応じて該当学級の担任等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「小牧市立岩崎中学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認。
 - ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共

通理解を図る。

- ・ 生活実態調査アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止に向けた取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む活動や授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを尊び、相手を思いやることのできる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見に向けた取り組み

- ア 生活実態調査アンケートを各学期に一度行い、それをもとにして教育相談週間を各学期に一度（年3回）設定し、生徒の悩みを聞くように努める。また、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。アンケートや調査記録は3年間保存する。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 週に一度の生徒指導部会の中で、いじめ等の問題行動や不登校生徒の現状について情報交換を行い、多くの教職員で情報を共有し、組織的に対応できるようにする。
- エ 「いじめ・不登校対策委員会」を各学期に一度開催し、全職員が実態を周知して、それぞれの生徒に関わることができるようにする。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。いじめが「解消している」状態に至った場合でも当該いじめの被害者児童生徒及び加害者児童生徒を日常的に注意深く見守り、再発防止に努める。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。また、保護者にも連絡をとり、家庭とも連携して指導にあたる。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さ

ない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察とも連携して行う。

4 重大事態^{注1}への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

(注1) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

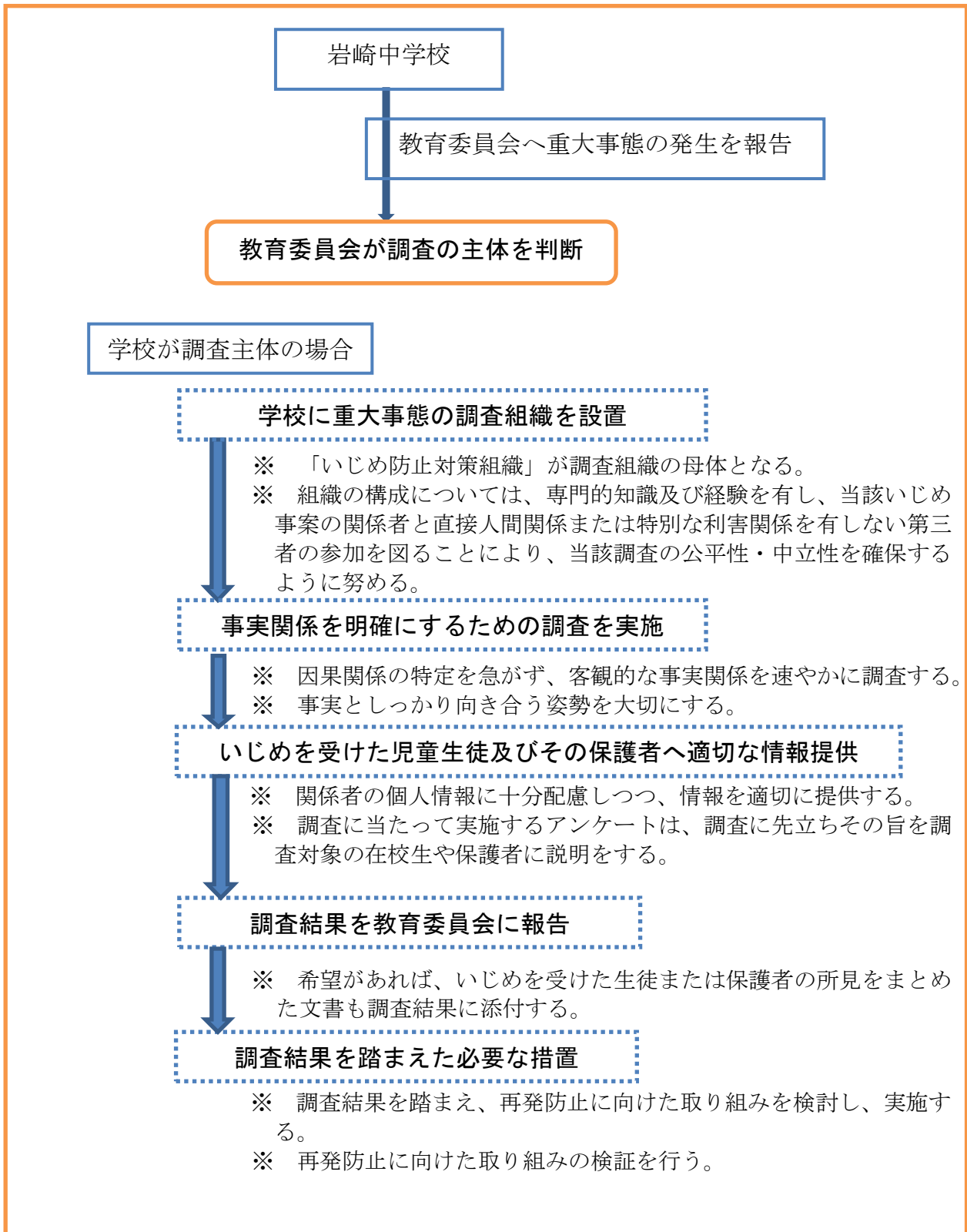
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるようにする。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「小牧市立岩崎中学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画> ※4月当初の予定です。

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ へ	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○現職教育(人間関係づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいルームやSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会、学年懇談会で「学校いじめ基本方針」の説明
5月					<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成会議
6月			<ul style="list-style-type: none"> ○セルフディフェンス講座(1年) ○職業人体験(2年) ○修学旅行(3年) ○進路説明会(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活実態調査アンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○選手激励会 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育(人間関係づくり) 			
9月			<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭 		
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会 			
11月			<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活実態調査アンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開日 ○青少年健全育成地域活動 ○学校運営協議会
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間(講話) ○学校保健委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会 ○学校評価アンケート
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○スキー研修(1年) 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会(3年)
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○立志式(2年) ○予餞会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活実態調査アンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員学校評価結果の検証、基本方針の見直し ○いじめ・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業証書授与式 		
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部会で情報交換 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。